

令和4年度県内各市町における中小企業向け融資に係る施策一覧(令和4年4月1日時点)

※詳細は、各市町の担当部署へお問い合わせください。

市町および担当部署	融資制度		
	資金名および融資対象	融資条件	開始時期等
<p>大津市 商工労働政策課 商業振興係 TEL 077-528-2755</p>	<p>【資金名】 中小企業経営安定資金</p> <p>【融資対象】 市内に事業の本拠を有し、次のいずれかに該当するもの 1. 資本金又は出資金が3億円(卸売業は1億円、小売業・サービス業は5千万円)以下、もしくは常時使用する従業員の数が300人(卸売業・サービス業は100人、小売業は50人)以下の会社又は個人 2. 協同組合、協業組合、商工組合等 3. 常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人</p>	<p>・資金用途 設備資金または運転資金</p> <p>・融資限度額 設備資金 1,000万円～2,000万円 運転資金 1,000万円</p> <p>・融資利率 年1.50%(固定)</p> <p>・融資期間 設備資金96～108か月以内(据置期間12か月以内) 運転資金72か月以内(据置期間6か月以内)</p> <p>・信用保証率 保証協会の定めるところによる</p>	<p>昭和49年7月1日から</p>
<p>長浜市 商工振興課 商業まちなか係 TEL 0749-65-8766</p>	<p>【資金名】 長浜市創業支援資金</p> <p>【融資対象】 市内で新たに事業を開始するために必要な設備資金および運転資金</p>	<p>【資金用途】 設備資金または運転資金</p> <p>【融資限度額】 2,000万円</p> <p>【融資利率】 標準利率 年1.0% 優遇利率 年0.8%※ ※優遇利率適用は既存残高も含め借入金額1,000万円まで</p> <p>【融資期間】 設備資金 7年以内(据置1年以内) 運転資金 7年以内(据置1年以内) ※条件変更時の最長延長期間は3年まで</p> <p>【返済方法】 元金均等割賦償還</p> <p>【保証利率】 標準保証利率 年0.5% 優遇保証利率 年0.0%※ ※優遇保証利率適用は既存残高も含め借入金額1,000万円まで</p>	<p>平成27年4月1日から令和5年3月31日まで</p>

市町および担当部署	利子補給		
	対象資金等	内容	開始時期等
守山市都市経済部商工観光課 TEL 077-582-1131	<p>【守山市セーフティネット資金利子補給金】</p> <p>次の①～③の資金の借入にかかる信用保証料について滋賀県から全額助成を受けているものに限る(ただし、令和2年2月18日から令和2年3月31日までの間に融資申込を行った者はこの限りではない)。</p> <p>①令和2年3月5日以降中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第4号の規定による市町村長の認定を受けた、信用保証協会の保証付き県制度融資セーフティネット資金融資</p> <p>②平成20年10月31日以降に中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による市町村長の認定を受けた、信用保証協会の保証付き県制度融資セーフティネット資金融資</p> <p>③令和2年3月13日以降に中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長の認定を受けた、信用保証協会の保証付き県制度融資セーフティネット資金融資</p>	<p>【助成率】 毎年1月1日から12月31日までに支払った利息に利子補給率1.0%を乗じ、対象資金の融資利率で除した額。(ただし、セーフティネット資金の借換枠を利用する場合は、増額された融資額に対して支払った利息についてののみ対象) ※新規枠・借換枠ともに千円未満切り捨て</p> <p>【助成期間】 利払い開始月から24月</p> <p>【助成方法】 審査等終了後、申請者の指定口座へ振込</p> <p>【助成限度額】 1事業者につき利払い月数12月あたり上限200千円。</p>	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
栗東市 商工観光労政課 商工振興係 TEL 077-551-0236	<p>1. 栗東市創業支援融資利子補給金制度 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に融資実行された、株式会社日本政策金融公庫における融資制度のうち「新規開業向けの融資であると市長が認める資金」及び「新型コロナウイルス感染症特別貸付に関する資金」(中小企業基盤整備機構が実施する特別利子補給制度対象者は除く)</p> <p>2. 栗東市セーフティネット資金利子補給金交付制度 滋賀県中小企業振興資金における融資制度のうち、令和2年2月18日～令和3年1月31日までに融資を受けたセーフティネット資金<新規枠・借換枠> ※滋賀県新型コロナウイルス感染症対応資金は対象外</p>	<p>・補給率:年1.0%以内 ・補給期間:融資を受けた月から36ヶ月 ・補給方法:毎年1月1日から12月31日までの間に支払われた利子について、翌年1月末までに申請書を提出した者に対し、3月末までに補給</p>	(1)平成29年4月1日から (2)令和2年2月18日から
野洲市商工観光課 TEL 077-587-6008	<p>1. 滋賀県中小企業振興資金融資制度 「経営支援資金(小規模企業者枠)」(旧小規模企業者経営改善資金を含む) 「セーフティネット資金(新規枠・借換枠)」 (但し、セーフティネット資金は平成20年10月31日から令和4年3月31日までの間に中小企業信用保険法第2条第5項及び6項の市町村長の認定を受けた事業者が対象)</p> <p>2. 「野洲市小規模企業者小口簡易資金」</p>	<p>【補給率】 年0.40% (但し、セーフティネット資金のみ、利子補給金の限度額が5万円、申請可能回数は1事業者あたり1回のみ)</p> <p>【補給期間】 前年の4月1日からその翌年の3月31日まで</p> <p>【補給方法】 申請者が必要書類を商工観光課に持参(郵送不可)。申請期間終了後、取扱金融機関に融資状況等を照会し、その回答内容を確認した後、交付決定をして口座に振込</p>	令和4年6月上旬から令和4年7月下旬まで
湖南市商工観光労政課 商工振興係 0748-72-2331	セーフティネット資金 (令和2年3月2日以降中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号若しくは同条第6項の規定により市長の認定を受け、令和2年12月31日までに保証申込かつ令和3年1月31日までに融資を実行したものに限り)	<p>補給率:金融機関からの借入れ利率または2%のいずれか低い率 補給期間:最大3年間 助成上限額:1年あたり20万円まで</p>	令和3年4月1日から令和6年2月29日まで
高島市 商工観光部 商工振興課 TEL 0740-25-8514	<p>平成27年9月1日以降に融資実行された以下の融資制度</p> <p>1. 滋賀県中小企業振興資金制度融資のうち、創業向けの融資制度</p> <p>2. 株式会社日本政策金融公庫の制度融資のうち、創業向けの融資制度</p>	<p>【補給率】 年1.00% (但し、年度内における1事業所の補助限度額は15万円)</p> <p>【補給期間】 3年間(36か月)</p> <p>【補給方法】 毎年1月1日から12月31日までの間に支払われた利子について申請を受付し、交付</p>	平成28年4月1日から
東近江市商工労政課 TEL:050-5802-9540 FAX:0748-23-8292	・株式会社日本政策金融公庫の国民生活事業における「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」が対象。ただし、新規融資のみが対象で、借り換え融資は対象外。	<p>・補給率 利子1%相当分について、 ・補給期間 融資を受けられた月から3年間(36月分)</p>	平成25年7月1日から
	・次の資金が対象。 ただし、3,000万円を限度。 ①滋賀県中小企業振興資金融資制度(県制度融資)における「開業資金」 ②株式会社日本政策金融公庫の国民生活事業における「新規開業資金」または「女性、若者/シニア起業家支援資金」	<p>・補給率 利子1%相当分について、 ・補給期間 融資を受けられた月から3年間(36月分)</p>	平成25年7月1日から

	・「セーフティネット保証(4号・5号)」、「危機関連保証」を利用し借り入れた資金が対象。ただし、令和2年2月1日から同年5月31日までに実行した融資が対象。	・補給率 利子1%相当分について、 ・補給期間 融資を受けられた月から3年間(36月分) ・1事業者1年度当たり20万円を限度	令和2年3月31日から
米原市まち整備部経済振興局農林商工課 TEL:0749-53-5146	令和2年1月1日から令和4年12月31日までに融資実行された次の融資制度 ・米原市小規模企業者小口簡易資金 ・株式会社日本政策金融公庫の国民生活事業における小規模事業者経営改善資金	【補給率】 償還に係る年利率の2分の1 【補給期間】 12か月	令和5年3月31日まで
日野町 商工観光課 商工観光担当 TEL:0748-52-6562	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、借り入れた滋賀県信用保証協会の保証によるセーフティネット資金のうち、利子が発生するもの	・補給率 1% ・補給期間 36か月を上限 ・補給方法 日野町商工会を通じて毎年3月までに補給する ・利用回数 1回	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
竜王町 商工観光課 商工観光係 TEL:0748-58-3718	セーフティネット資金(中小企業信用保険法第2条第5項第4号、5号および中小企業信用保険法第2条第6項の町長認定を受けたもの)	補給率:年1%(上限20万円) 補給期間:融資を受けた月から36か月	令和5年3月31日まで
多賀町 産業環境課 商工観光係 TEL 0749-48-8118	(株)日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)に規定する(株)日本政策金融公庫が経営改善資金融資制度により融資した資金で、従業員数が20人以下の事業者(詳細は多賀町小規模企業者資金利子補給金交付要綱による)	・補給率 年度ごとに生じる利子の20%(上限5万円) ・補給期間 3年間 ・補給方法 商工会でとりまとめ	平成25年4月1日から

市町および担当部署	保証料補給		
	対象資金等	内容	開始時期等
守山市都市経済部商工観光課 TEL 077-582-1131	<p>【守山市中小企業者支援信用保証料助成金】</p> <p>①令和2年3月5日以降に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第4号の規定による市町村長の認定を受けた、信用保証協会の保証付き県制度融資セーフティネット資金融資</p> <p>②平成20年10月31日以降に中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による市町村長の認定を受けた、信用保証協会の保証付き県制度融資セーフティネット資金融資</p> <p>③令和2年3月13日以降に中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長の認定を受けた、信用保証協会の保証付き県制度融資セーフティネット資金融資</p> <p>※ただし、上記資金のうち伴走支援型特別保証制度を利用したものは除く。</p>	<p>【助成率】 支払った保証料の1/2(ただし、セーフティネット資金の借換枠を利用する場合は、増額された融資額に対して支払った信用保証料の1/2)</p> <p>【助成方法】 審査等終了後、申請者の指定口座へ振込</p> <p>【助成回数】 対象資金①～③のうち、①および③については経済産業省が指定する同一の事由(場合)ごとに、1事業者1回。 ②については1事業者あたり1回</p> <p>【助成限度額】 1事業者1年度あたり500千円</p>	平成21年1月9日から 令和4年3月31日まで (検証後、延長の予定)
守山市都市経済部商工観光課 TEL 077-582-1131	<p>【守山市しごとをはじめ支援信用保証料助成金】 開業資金</p>	<p>【補給率】 支払った保証料の1/2 ※千円未満切り捨て (特定創業支援事業証明者の場合は支払った保証料全額)</p> <p>【補給方法】 審査等終了後、申請者の指定口座へ振込</p> <p>【利用限度】 上限300千円(ただし、特定創業支援事業証明者の場合は600千円)</p>	平成29年4月1日から 令和5年3月31日まで
守山市都市経済部商工観光課 TEL 077-582-1131	<p>【守山市事業承継支援信用保証料助成金】 政策推進資金(事業承継枠)</p>	<p>【補給率】 支払った保証料の1/2 ※千円未満切り捨て</p> <p>【補給方法】 審査等終了後、申請者の指定口座へ振込</p> <p>【利用限度】 上限300千円</p>	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで (検証後、延長の予定)
栗東市 商工観光労政課 商工振興係 TEL 077-551-0236	<p>1. 滋賀県中小企業振興資金融資制度 ①経営支援資金(小規模企業者特別枠・小規模企業者枠) ②セーフティネット資金(新規枠・借換枠) ③緊急経済対策資金(新規枠・借換枠) ④開業資金</p> <p>2. 栗東市小規模企業者小口簡易資金</p>	<p>・補給率: 対象資金1. ①～③は支払った保証料の2/10 対象資金1. ④、2は支払った保証料の3/10</p> <p>・助成期間: 令和2年4月1日から令和5年3月31日</p> <p>・利用回数: 複数回可能(1申請者の上限は50万円)</p>	平成28年4月1日から